

## 第 113 回新宿区住居表示審議会 会議概要

### 1 開催日時

令和 4 年 7 月 7 日（木）午後 3 時から

### 2 開催場所

区役所本庁舎 5 階 大会議室

### 3 出席委員

#### （1）新宿区住居表示審議会 基本委員

実野現委員、清水靖夫委員、竹之内勉委員、松川英夫委員、大崎秀夫委員、松永健委員、榎本晃司委員、荒山政人委員、田家重信委員、池田美英委員、富塚洋行委員、榊將志委員、染谷正明委員、針谷弘志委員

#### （2）市谷薬王寺町地域住居表示審議会（部会） 地元委員

余郷元二委員、江木和子委員、舘政教委員、庄司和徳委員、戸塚正洋委員、平山滋委員、望月亘委員、桑原正英委員、島田委員、松岡滋郎委員

### 4 概要

#### ＜開会＞

##### 【事務局】

新宿区住居表示審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、基本委員、市谷薬王寺町地域の地元委員の合同審議会となります。

会長、副会長選出まで、進行役を務めさせていただきます、地域コミュニティ課長の村上です。どうぞよろしく願いいたします。

#### ●定足数の確認

##### 【事務局】

開会に先立ちまして、定足数の確認をいたします。

本日は、基本委員 14 名、地元委員 10 名の合計 24 名の出席をいただいております。

これより、審議会を開会いたします。

## ●地域振興部長挨拶

### 【事務局】

はじめに、地域振興部長より、ご挨拶申し上げます。

### 【地域振興部長】

みなさん、こんにちは。

地域振興部長の大柳でございます。

本日はお忙しい中、第 113 回新宿区住居表示審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

区では、平成 30 年 5 月に住居表示審議会に市谷薬王寺町地域の住居表示の実施についての諮問をさせていただきました。地元委員の皆様には 15 回にわたる部会の中でご検討を重ねていただきまして、実施素案の案をまとめていただきました。ありがとうございます。

本日は、その案を地元委員の皆様からご報告いただきまして、基本委員の皆様にご審議をお願いしたいと思います。その後、答申を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## ●資料の確認

### 【事務局】

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

－資料の確認（省略）－

新宿区では、附属機関の会議録、委員のお名前について、ホームページに掲載しております。本日は、会議録作成のため、録音をいたしますので、ご了承ください。

## ●委員紹介

### 【事務局】

次に、基本委員及び地元委員の皆様をご紹介します。

－事務局による委員の紹介（省略）－

## ●会長及び副会長の選出

### 【事務局】

それでは、次に「会長及び副会長の選出」を行います。

審議会条例第5条により、会長及び副会長は、委員の互選によることとなっています。どなたかご推薦がございましたら、ご発言の方、よろしくお願いいたします。

松川委員、お願いいたします。

### 【松川委員】

それでは、私の方からご提案させていただきます。

会長については、箆笥町地区町会連合会会長で、これまでの区の住居表示の実施についてもよくご存じの大崎委員、副会長については、地図学者として専門的な立場から助言などもいただいている清水委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでございますでしょうか。

### 【事務局】

ただいま、審議会会長に大崎委員、副会長に清水委員とのご発言を頂戴いたしました。皆様、いかがでしょうか。ご賛同いただける方は、拍手をもってご承認をお願いします。

(拍手)

ありがとうございます。

それでは、お二人にお願いすることに決定させていただきます。清水委員につきましては、副会長席へご移動をお願いいたします。

(移動)

それでは、これからの進行につきましては、大崎会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 【大崎会長】

皆さま、こんにちは。大崎でございます。

大変お忙しい中また暑い中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

議事に入りますが、その進行係を、清水副会長にお願いいたします。  
よろしくお願いいたします。

## ＜議事＞

### 【清水副会長】

清水でございます。承知いたしました。皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、議事（1）の実施素案（案）の報告です。

これについて、部会長より、ご報告をお願いいたします。

## ●市谷薬王寺町地域住居表示審議会（部会）での検討の過程

### 【庄司部会長】

部会長の庄司と申します。よろしくお願いいたします。

資料2をご覧ください。

市谷薬王寺町地域の住居表示審議会は、平成30年5月31日に発足し、第1回を同年7月3日開催いたしました。これまで15回にわたり検討を行って参りました。

第1回、第2回は、住居表示制度や現在の課題などの確認を行いました。第3回から11回にかけて、実施区域や街区割、基礎番号の検討を行い、実際に第4回と第9回に町を歩きました。地形や建物状況などを確認いたしました。第3回に町名、第8回に街区符号、第11回に基礎番号を決定いたしました。

令和3年12月10日から12日にかけて3日間、「素案説明会」を行い、実施素案の案の説明を地域の皆様にいたしました。

また、素案説明動画配信を令和3年12月22日から令和4年1月14日まで行いました。その詳細が、資料3です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

## ●素案説明会と動画配信でいただいたご意見・ご質問

### 【事務局】

資料3をご覧ください。

今、部会長からございましたけれども、素案の説明会は、12月10日、11日、12日に開催をいたしました。25名の方にご参加をいただき、合計26件のご意見とご質問をいただきました。

資料 3 の 1 ページ目、

「(1) 住居表示の実施」に関するご意見・ご質問では、No.5、6、8 のように、現在技術が進歩している中では住居表示は必要がないのではないかと、というようなご意見もございました。

2 ページ目をご覧ください。

No.9、11 のように実施時期のご質問をいただいているところです。

また、同じ 2 ページ目の

「(2) 住居表示のしくみ」に関しましては、街区符号や基礎番号の付け方に関するご質問をいただいているところです。

また、3 ページ目に参りまして「(3) 住居表示の実施後」に関するご意見・ご質問では、必要な手続きや費用負担についてのご質問が出てございました。

4 ページ目をご覧ください。

説明会のほか、動画配信を区の YouTube チャンネルで行ったところがございます。説明会でのご意見・ご質問と同様に住居表示の必要性を感じられないというようなご意見があった一方で、町名がそのままであれば進めるべき、というようなご意見もいただいているところがございます。

これらのご意見やご質問もふまえて、令和 4 年 6 月 16 日に第 15 回の部会で確認及び検討を行いまして、実施素案の案をまとめていただいたところがございます。

それでは、庄司部会長よりご報告をお願いいたします。

## ●市谷薬王寺町地域における住居表示の実施素案（案）の報告

### 【庄司部会長】

部会がまとめました市谷薬王寺町地域の住居表示の実施素案の案について、ご報告をさせていただきます。

さきほど事務局よりご説明させていただきました素案説明会や説明会後にいただきましたご意見等は、説明会までの検討内容に変更を要するようなものではなかったことから、実施素案の案は変更しないことといたしました。

－資料 4 の読み上げ（省略）－

実施素案の案の詳細な説明は、事務局からお願いします。

## 【事務局】

それでは、「実施素案の案」について、補足の説明をさせていただきます。

資料 4 を引き続きご覧ください。

1 の実施区域についてです。

裏面をご覧ください。

町境は道路の南側西側の側線を原則とする、という点についてです。例えば、南側の市谷本村町との町境については、これまでは、道路の中心である点線部分が町境でございました。区の住居表示実施基準によりまして、今回は町境が道路の南側となります。

「市谷薬王寺町（未実施区域）」と書かれている部分は、上の方にございますけれども、こちらにつきましては、隣接する市谷柳町、原町三丁目の住居表示を行う際に、町境を決める予定になってございます。表面にお戻りください。

2 の町の名称及び 3 の街区割につきましては、先ほど部会長からご報告をしていただいたとおりです。

なお、街区につきましては資料 7 で配付させていただいております「東京都における住居表示の実施に関する一般基準」の第 1 の 3 (1)、「街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路等恒久的な施設によって画すること」という考え方にに基づき設定をいたしました。そのため、街区の大きさに違いがございます。

4 の街区符号についてです。起点でございますが、市谷薬王寺町の南東の角である、現在の 83 番地とさせていただきます。これは、「街区符号の起点は、原則として、都心に近い場所」という基準に基づいてございます。そこから、隣り合う街区に街区符号を付けました。街区符号が外苑東通りをまたぐ回数を最小限にすることで、街区の番号に連続性があることを分かりやすくした案になっております。

最後に 5 の、その他市谷薬王寺町の住居表示実施に必要な事項についてです。基礎番号は、住居番号の基礎となる番号で、「市谷薬王寺町何番、何号の『号』にあたる番号」になります。この番号も、都の基準の第 1 の 5 に基づき、街区の外周道路をあらかじめ 15 メートル間隔で

区切り、付番をしています。建物の主な出入口がその番号のどこになるかにより、この『号』が決まる仕組みになっています。外周道路のみに付番をしますと、15メートルの間隔の中に、路地があった場合に、住居番号が同じ建物が多くなってしまいます。それを避けるために、市谷薬王寺町では、街区の外周道路だけではなく、街区内の路地にも付番をする、という案になってございます。これにより、重複する住居番号が生じにくく、分かりやすい住居表示となっているということでございます。

以上が、案の補足説明でございます。

事務局からは以上です。

## ●市谷薬王寺町地域における住居表示の実施素案の審議

### 【清水副会長】

それでは、議事（2）の実施素案の審議に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

部会の「実施素案の案」について、基本委員の皆様、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

### 【針谷委員】

部会の皆様、15回にわたり部会を開かれ、また地域説明会や動画配信等を行い、お疲れさまでございました。ありがとうございます。

市谷薬王寺町地域の住居表示の実施素案の案をまとめるにあたり、何か特に留意した点がございましたら、教えていただければと思います。

### 【松岡副部長】

副部長の松岡でございます。

私の方から留意した点についてご説明申し上げます。留意した点は2つです。

一つ目は、町境をそのまま実施するということです。

従来のコミュニティに影響を与えないようにするということを重視しました。具体的には、市谷柳町や、原町二丁目、原町三丁目、河田町との町境については既存のままとしました。

二つ目は、事務局の方からも説明がありましたように、隣接する建物内で住居番号が重複しないように、路地についても設定したという

ことです。従来は、同じ番地の中に建物がたくさんありましたが、それをしないように隣接する建物の住居番号が重複しないように、路地等にも住居番号を付与しました。

以上です。

**【清水副会長】**

他に、ございませんでしょうか。

**【松永委員】**

住居表示を実施した直後は、元々使っていた地番の住所を記入して手紙や宅配物を送付する方がいて、郵便物等が届かないのではないかとという心配があるのですが、その点はいかがでしょう。

**【事務局】**

事務局より回答させていただきます。

住居表示実施時は、区で「新旧対照表」という旧住所と住居表示実施後の新しい住所を対照させた冊子と「新旧対照案内図」という地図上に旧住所と新しい住所を掲載した地図を作製いたします。郵便局等にはこれらを配付させていただき、住居表示実施後の郵便物に混乱が生じないように区でも取組させていただきたいと思っております。

実際に、現在市谷薬王寺町地域の配達業務を担っていただいております牛込郵便局の荒山局長からもこの点、何かお話をいただければ幸いです。

**【荒山局長】**

牛込郵便局の荒山でございます。

平素は郵便局に深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新住所・旧住所の関係ですけれども、今全部 1 軒 1 軒に分ける作業を機械が行っております。その機械を 1 世帯につき番地を 2 個使います。旧住所と新住所どちらが来ても、分けられるようなシステムになっております。ですので、当初の混乱等は大丈夫と思っております。

もう 1 点が、住所が変わった場合、親戚や友人等に住所が変わったことをお知らせするはがきを郵便局で 1 世帯 50 枚作製し、お配りいたします。そのはがきをご利用いただき、住所が変わった案内をしていただく、ということになります。50 枚で足りない場合、上限 3,000



枚まで OK です。そちらを希望があれば、郵便局に申し出れば、3,000 枚までは郵便局で用意します。ですので、住所変更の案内のはがきと再来年の年賀はがきの両方で新住所をご案内していただくと、混乱が減るのかな、とご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

以上です。

**【清水副会長】**

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

**【田家委員】**

法務局の田家でございます。

今後の実施地区ですが、市谷薬王寺町の次は、どの町での住居表示をお考えかお聞かせ願いたいと思います。

**【事務局】**

事務局より回答させていただきます。

新宿区の場合、実施地域としては、76.11%ということで、未実施地域が残っております。

今のご質問の、次はどの町でというご質問でございますけれども、今の時点で具体的な町については決まっておりますけれども、地域の方、町会などのご意向を確認した上で、住居表示の効果が得られやすいと考えられます、住居表示実施済地域に隣接した地域を対象に順次進めていこうというふうに考えてございます。

**【清水副会長】**

他にご意見がなければ、部会がまとめた「実施素案の案」を、区長に答申する「実施素案」としたいと思います。

異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、本案を区長に答申いたします。以上をもって、答申前の議事は終了いたします。ありがとうございました。

最後に、今後のスケジュール（案）について、事務局より説明をお

願ひ申し上げます。

## ●市谷薬王寺町地域住居表示実施に係る今後のスケジュール（案）

### 【事務局】

資料5をご覧ください。

本日の第113回審議会の後、7月14日頃より30日間、「町の区域及び名称（案）」の公示をさせていただきます。

その後、9月20日からの第3回区議会定例会に議案を上程いたしまして、10月17日の議決を経て、令和5年の秋頃に住居表示の実施というようなスケジュールを予定してございます。今後のスケジュールについては、以上でございます。

### 【清水副会長】

それでは、答申に向けまして、会場の席を一部移動いたします。地元委員の皆様はお席が代わります。事務局がご案内いたします。基本委員の皆様は、少々お待ちください。

よろしく願いいたします。

=== 答申に向けた準備 ===

## 審議再開

### 【大崎会長】

それでは、区長がお見えでございますので、審議会を再開いたします。

### 【清水副会長】

答申に先立ちまして、出席者の紹介を事務局よりお願いいたします。

### 【事務局】

－事務局による区側出席者及び委員の紹介（省略）－

## <答申>

### 【副会長】

これより、市谷薬王寺町地域における住居表示の実施素案について、答申を行います。

区長様、会長席の方にご移動をお願いいたします。

【大崎会長】

それでは、事務局より答申の読みあげをお願い申し上げます。

【事務局】

事務局でございます。読み上げをさせていただきます。

－ 答申文の読み上げ（省略） －

## ● 区長挨拶

【清水副会長】

素案の答申は、先ほど会長よりお渡ししたとおりです。部会での検討を経まして、本日の合同審議会で審議をしました。

区長からご発言があればよろしくようお願い申し上げます。

【区長】

市谷薬王寺町の住居表示について、答申をいただき、誠にありがとうございます。

市谷薬王寺町地域の地元委員の皆様におかれましては、お忙しい中、15回にもわたり部会でご審議いただき、深く御礼申し上げます。

住居表示の実施により、市谷薬王寺町は、現在、お住まいの方や働いていらっしゃる方、訪れる方にとって、暮らしやすく、わかりやすいまちとなります。

また、現在まで100年以上用いられ、親しまれてきた「市谷薬王寺町」という名称も引き継がれていくこととなります。

いただいた答申に基づきまして、このあと30日間の公示期間を経て、議案を上程いたします。

住居表示の実施に向けては、新宿・牛込の両郵便局、東京法務局新宿出張所、新宿都税事務所をはじめ、基本委員の皆様には、それぞれの専門分野でのご協力をいただくこととなりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

この度は、誠にありがとうございました。

## **<閉会>**

**【大崎会長】**

区長、ありがとうございます。

それでは、これをもちまして閉会にさせていただきます。本当にありがとうございました。

**【事務局】**

皆様、本当にどうもありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

15時50分閉会